

YouTuberの 経費

判定・勘定科目リスト



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

YouTuberの「経費」判定の基本ルール

YouTuberの経費基準は「**動画制作・チャンネル運営に直接関係する支出かどうか**」で判断します。プライベートと共用する支出は、面積や使用時間で按分（家事按分）して事業分のみ計上します。10万円以上の機材等は減価償却の対象です。

※ 個人の交際費に上限額の定めはありませんが、税務署のチェックが厳しい項目です。証拠資料を必ず残しましょう。



■ 経費にできる支出と勘定科目

支出の種類	勘定科目	具体例
撮影機材（10万円未満）	消耗品費	マイク、照明、アクションカメラ
撮影機材（10万円以上）	工具器具備品（償却）	一眼カメラ、編集用PC
小道具・食品・商品	消耗品費	企画用食品、レビュー品
ゲーム機・ソフト	消耗品費	実況用ハード・ソフト
ネット・電話	通信費（按分）	回線料、スマホ代
移動費	旅費交通費	電車代、ガソリン代
打ち合わせ飲食	会議費	カフェのコーヒー代
接待・コラボ交渉	交際費	出演交渉の食事代
動画用の衣装・メイク	消耗品費	コスプレ衣装、ヘアメイク
広告出稿	広告宣伝費	YouTube広告、SNS広告
編集・企画の外注	外注費	編集者への報酬
スタジオ・レンタル	賃借料（会議費）	撮影スタジオ利用料
家賃・光熱費	地代家賃等（按分）	自宅撮影スペース分
書籍	新聞図書費	動画テーマの参考書
編集ソフト・サブスク	通信費/消耗品費	Adobe、クラウドストレージ
税理士・会計ソフト	支払手数料等	顧問料、会計ソフト代

経費にならないNG例

- 旅行ついでの撮影▶ 旅行が主目的なら交通費・宿泊費はNG
- カフェの食事代▶ コーヒーはOK、パスタ等の食事は場所代を超える部分NG
- 普段着の購入費▶ 動画専用でなければ不可
- 動画に出ない人との飲食▶ 事業との関連性なし
- ホワイティング・整形▶ プライベートとの切り分けが困難



「主目的が事業かプライベートか」が分岐点です。金額にかかわらず、領収書＋メモで証拠を残す習慣をつけましょう。



仕訳の書き方

機材購入（10万円未満）

例 カメラ50,000円を現金で購入

借方	金額	貸方	金額
消耗品費	50,000	買掛金（ドル建）	50,000

通信費の家事按分

例 ネット月額10,000円、
業務使用25%

借方	金額	貸方	金額
通信費	2,500	現金	10,000
事業主貸	7,500		

外注費（源泉徴収あり）

例 個人の編集者に100,000円で依頼

借方	金額	貸方	金額
外注費	100,000	普通預金	89,790
		預り金（源泉税）	10,210

交際費（コラボ出演の交渉）

例 芸能人に出演を依頼、食事代
10,000円を現金で支払い

借方	金額	貸方	金額
交際費	10,000	現金	10,000

確定申告のライン — 改正で何が変わった？

令和7年度税制改正で**基礎控除が48万円から最大95万円に拡大**されました。給与所得控除も55万円→65万円に引き上げられ、いわゆる「非課税ライン」は103万円から160万円へ広がっています。

区分	確定申告が必要になる目安
専業YouTuber	所得が基礎控除（58万～95万円）を超える場合
副業YouTuber（会社員）	YouTube所得が年20万円を超える場合（変更なし）

※ 令和7・8年分は所得132万円以下で基礎控除95万円。令和9年分以降は段階的加算が縮小し、原則58万円になります

節税を重視するなら**青色申告（最大65万円控除）**がおすすめです。開業届と青色申告承認申請書を事前に税務署へ提出し、複式簿記+e-Tax申告が条件となります。赤字の3年繰越しも可能です。

経費計上の安心チェックリスト

- ☐ 領収書に「何のため・誰と」のメモを記入
- ☐ 家事按分の根拠（面積図・使用時間ログ）を整理
- ☐ 動画との関連がわかる資料（企画書・アナリティクス）を保管
- ☐ 外注費の源泉徴収税を正しく計算・納付

